



第7章 緑化重点ゾーン

7-1 緑化重点ゾーンの設定

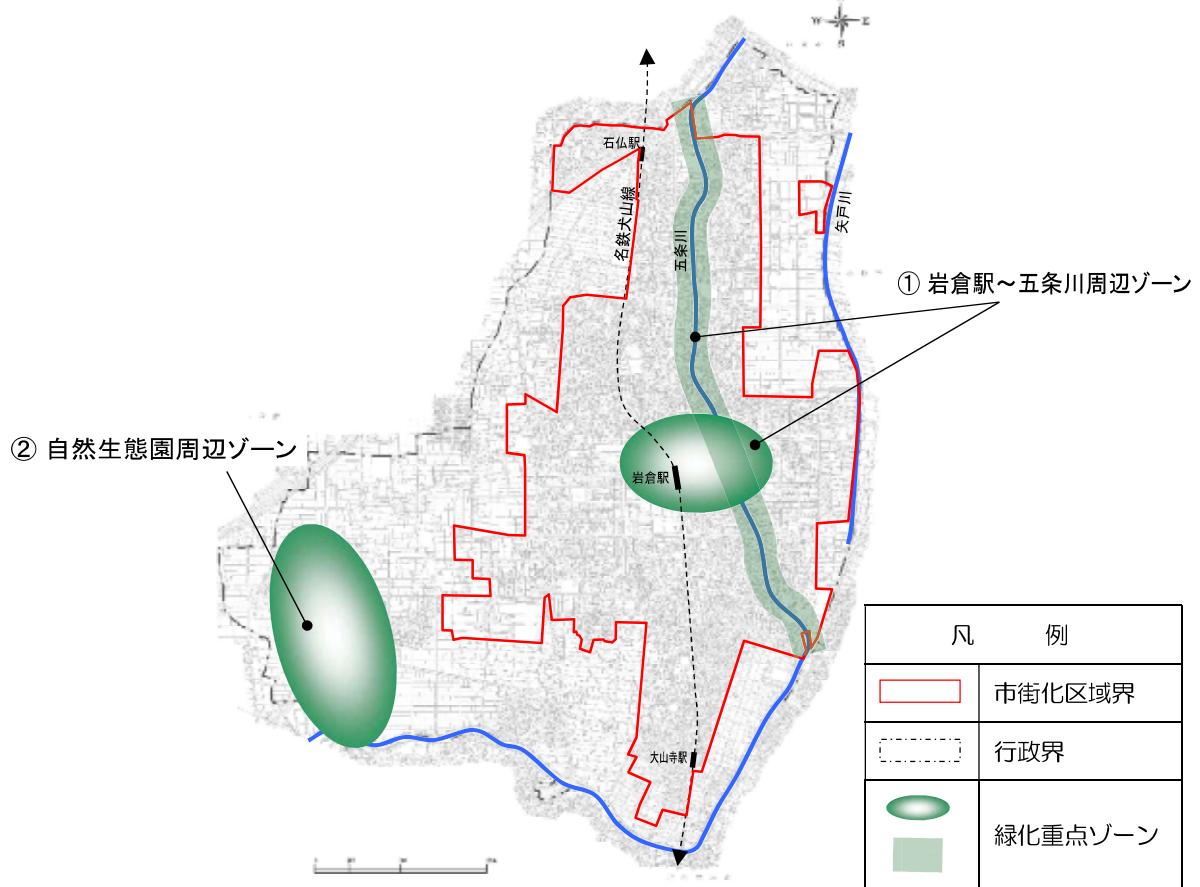
基本方針の「緑の将来像図」に基づき、モデル的に緑化を推進する区域として以下の2つの重点ゾーンを設定します。

① 岩倉駅～五条川周辺ゾーン

○岩倉駅周辺は、お祭り広場を中心に（仮称）にぎわい広場として整備し、地域の交流拠点として機能の充実を図ります。また、未整備である（都）桜通線、（都）江南岩倉線の整備とあわせ、道路緑化及び沿道緑化を推進します。五条川周辺は、本市の緑の軸として、桜並木をはじめとする緑地環境の保全・活用を推進します。

② 自然生態園周辺ゾーン

○自然生態園周辺では、自然生態園の保全・活用の推進を図るとともに、緑の回廊として五条川へつながる生態系ネットワークを確保するため、生物多様性に配慮した多自然調整池の整備など周辺地区の環境保全や緑化を推進します。





7-2 緑化重点ゾーンの計画

1 岩倉駅～五条川周辺ゾーン

■現状と課題

- 岩倉駅周辺は本市の顔であり、地域魅力の向上が求められます。
- 五条川は緑の回廊の軸として保全を図るとともに、市民の活用や緑化の推進が求められます。
- 鉄道東部に今後整備される都市計画道路の緑化推進が求められます。
- 本市の中心地区として地域の協働による緑豊かなまちづくりが求められます。

■緑づくり施策の方向と分担

施 策 の 方 向		市 民	民 間 事 業 者	行 政
緑の保全	河川の保全	○		○
	樹林・樹木の保全	○		○
	生物多様性の保全	○	○	○
緑の創出	公園等の整備・再生・充実			○
	多様な主体による公園等の維持管理の充実	○	○	○
	民間施設の緑化	○	○	○
緑の回廊	河川や道路の緑化	○		○
	まちの顔となるエリアの緑化	○	○	○
緑の育成・活用	緑の普及啓発・情報発信	○	○	○

■緑づくりの個別施策 ※<>内は第6章の施策番号を記入





■五条川の保全・イベント活用

五条川の保全・イベント活用は、「五条川を中心とした緑の回廊づくり」を推進する本計画の施策の核となるものです。現在まで「岩倉の水辺を守る会」、「岩倉五条川桜並木保存会」などが行っている取り組みを踏まえ、市民協働により以下のような取組を重点的に推進・支援します。

重点施策	取り組み内容	市民	民間事業者	行政	イメージ写真
①五条川の清掃	市民や市民団体などによる「クリーンアップ五条川」などの清掃活動に取り組みます。	○		○	
②桜並木の保全活動	寿命を迎える桜の更新や、樹勢が弱った樹木への対応、幼木の保護など、桜並木保全に取り組みます。	○		○	
③五条川の生物調査	五条川の水質環境を知るため、生物調査を実施します。	○			
④五条川における体験教室の開催	竹林公園やお祭り広場において五条川の自然、本市の歴史などをテーマに体験教室を開催します。	○		○	
⑤水辺まつりなどイベントなどの継続	水辺まつりや環境フェアなどのイベント開催の継続を図り、五条川にかかわる様々な展示や、水辺での遊びをとおして、五条川への理解や愛着を増し、河川の環境を守ることの大切さなどを学ぶ機会を創出します。	○	○	○	

資料：写真は岩倉の水辺を守る会の活動報告（HP）



2 自然生態園周辺ゾーン

■現状と課題

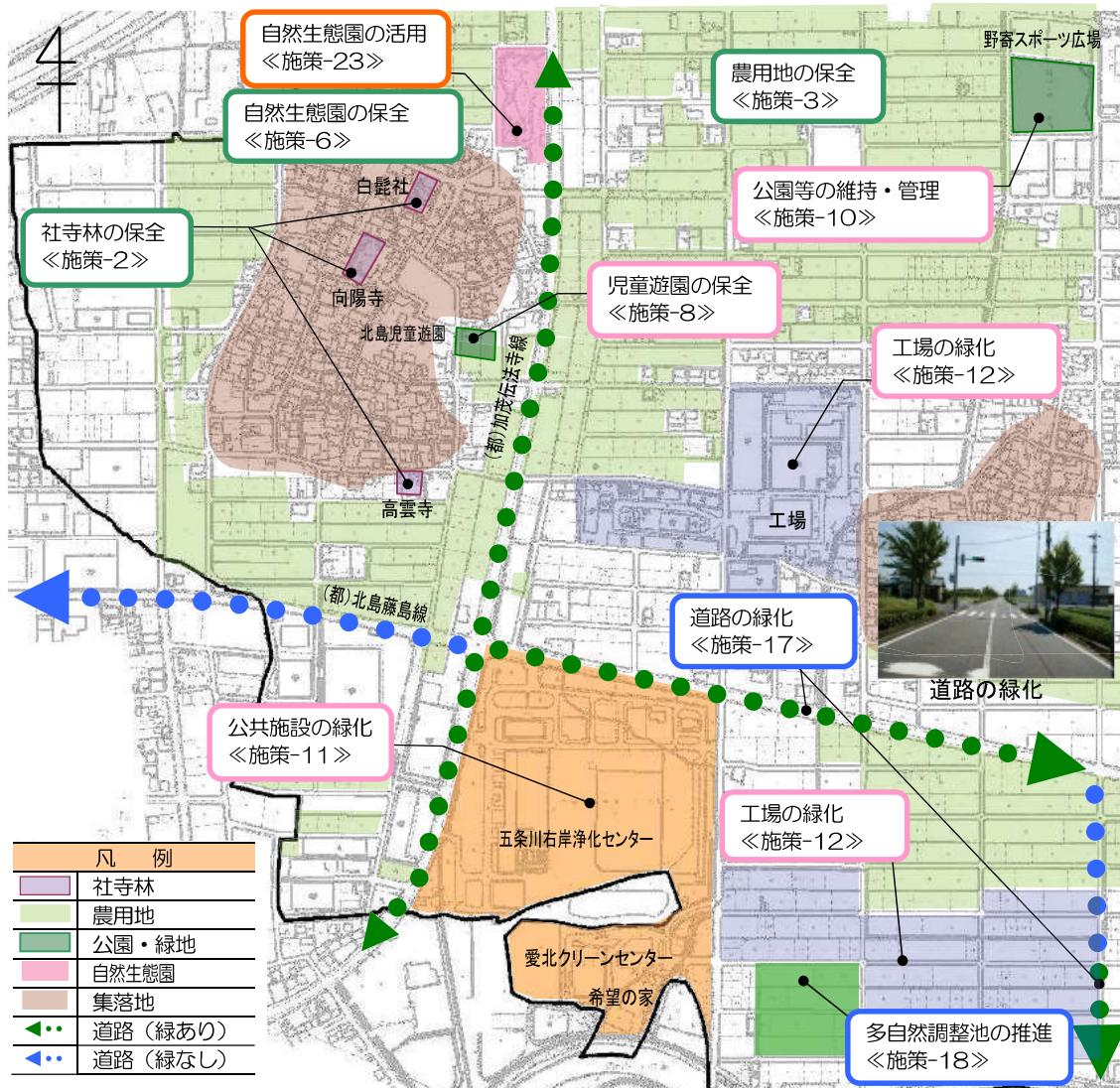
- 市域南部に立地している自然生態園は身近に自然環境とふれあえる施設であり、その維持・保全と活用推進が求められます。
- 同施設周辺の工場緑化や多自然調整池を中心とした生態系の保全が求められます。

■緑づくり施策の方向と分担

施 策 の 方 向		市民	民間事業者	行政
緑の保全	樹林・樹木の保全	○		○
	農地の保全	○		○
	生物多様性の保全	○	○	○
緑の創出	公園等の整備・再生・充実			○
	多様な主体による公園等の維持管理の充実	○	○	○
	公共施設の緑化、民間施設の緑化	○	○	○
緑の回廊	河川や道路の緑化			○
	多自然調整池の推進		○	○
緑の育成・活用	緑の普及啓発・情報発信	○	○	○

■緑づくりの個別施策

※「」内は第6章の施策番号を記入





■自然生態園や多自然調整池などの保全・イベント活用

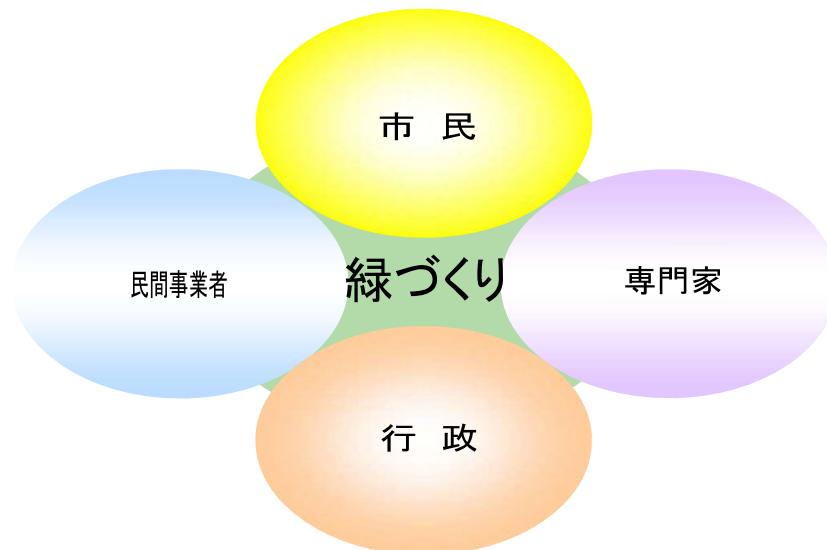
自然生態園や多自然調整池などの保全・イベント活用は、「岩倉ナチュラリストクラブ」などが行っている取り組みを踏まえ、市民協働により以下のような取組を重点的に推進・支援します。

重点施策	取り組み内容	市民	民間事業者	行政	イメージ写真
①自然生態園や周辺の樹木調査	園内や周辺集落地などの樹木を調べ、良好な樹木や樹林は所有者の了解のもと保全していきます。	○		○	
②自然生態園の水質調査	自然生態園の水質や植生調査を行い、環境の状態を把握します。	○		○	
③自然生態園などの生物調査	自然生態園を中心に生息する動植物の調査を継続し、生き物リストとして記録していきます。	○		○	
④生物多様性や景観づくりの勉強会や市民講座	本市の特性に合った生物多様性や地域の景観づくりに関する勉強会や市民講座を生涯学習講座などにおいて行い、本市の自然環境の理解を深める機会を創出します。	○		○	
⑤イベントの開催	気軽に参加できるイベントにより子どもたちに身近な自然にふれる機会を創出し、本市の自然環境への理解やそれらを守っていくことの大切さを伝えます。	○	○	○	

第8章 実現化に向けて

8-1 緑づくりの役割分担

緑の基本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、取組の主体となる市民・民間事業者・行政がそれぞれの役割を認識しつつ、専門家の支援のもと、協働体制をつくり実行していきます。



市民

市民は、生活の中で身近な緑を育てるとともに、自治会や子ども会など地域における緑の保全・緑化活動へ参加することにより、大人から子どもまで誰もが身近な緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

民間事業者

民間事業者は、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などの環境対策などに先進的に取り組むとともに、自治会や市民団体などとの連携により、地域に密着した緑化の推進が求められています。

専門家

専門家は、求めに応じ本計画の具体的な施策を円滑に実行するため、緑化の推進方策や生態系の保全などに関する技術的な支援を行います。

行政

行政は、本計画の具体的な施策を推進するとともに、市民や民間事業者との協働体制づくりや緑に関する活動促進の機会提供などを図り、「健康で明るい緑の文化都市」の実現に向け環境整備を進めます。



8-2 計画の進行と見直し

(1) 計画の進行管理

計画の推進をフォローし、市民・団体などとの連携・協働を進めます。

① 計画の推進に向けての体制づくり

○計画の推進にあたっては、府内における関連部局との連携や調整のほか、専門家からのアドバイスの聞き取りや市民・団体との協働などを行っていきます。

〔具体的施策〕

- 府内における連携の強化
- 府内の関連部局との連絡調整を随時行っていきます。
- 市民・専門家を含めた検討の推進
- 市民が緑に対して専門家などに気軽に相談できる機会を提供します。
- 樹木や樹林地などの緑の保全や緑化を専門に取り組む団体などへの支援
- 緑の維持管理や調査などを行う団体などの支援を行います。

② 計画を管理・評価する仕組みづくり

○本計画の進行を管理するとともに、本計画の理念にかかわるボランティア・NPO法人や民間事業者などの優れた取組を評価し顕彰する仕組みづくりに努めます。

○このため、府内体制の整備に努めるとともに、市民から意見を聞く機会の提供や市民への広報・PRの充実に努めます。

③ 近隣市などとの連携

○ 緑は市域外にも連続していることから、近隣市との連携を含めて、広域連携の強化に努めます。

○ 国や県に対しても必要な要望を行うとともに、国や県が実施する各種の事業との連携を図ります。



(2) 計画の点検と見直し

概ね5年ごとに、緑化率などの緑の現況を把握し、計画や施策の進捗などを点検し、必要に応じて見直しを行います。

1 Plan (計画)

○今回の計画策定のように、緑の量などの現況、緑の評価、基本方針、目標設定、施策の方針などを定めます。

2 Do (実行)

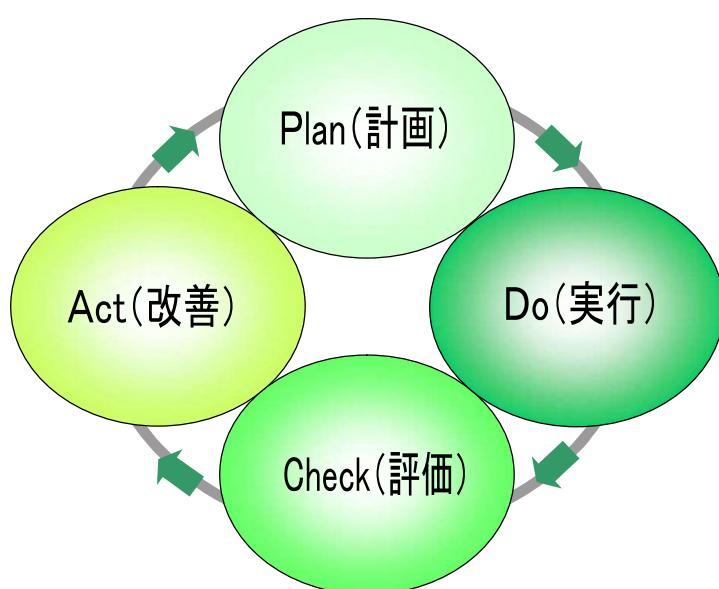
○住民・民間事業者・行政の連携と協働により、公園づくりや緑のネットワークづくり、地域制緑地の指定などの事業計画を策定し、施策を推進します。

3 Check (評価)

○事業や施策の実施に伴う緑の量の変化の把握、取組のフォローアップなど事業や施策の効果などを評価します。

4 Act (改善)

○評価を踏まえた計画の見直し、新たな事業計画の立案などを行います。



■PDCAサイクルによる計画の点検と見直し